



税務・労務に役立つ NEWS LETTER
事務所通信

2020年（令和2年）7月号



発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。

蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

確認しておきましょう

マイナンバー「通知カード」が廃止されました 注意点は？

個人番号の通知等に用いられていた「通知カード」が、令和2年5月25日施行の改正によって廃止されました。そのポイントや注意点を確認しておきましょう。

確認 廃止された「通知カード」の見本



●廃止後は、「通知カード」に関する氏名・住所などの記載事項の変更手続や再交付の手続は行えないこととなります。

[参考]今後、出生等で新たに個人番号が付番された方への通知は、個人番号通知書により行われますが、この個人番号通知書は、個人番号を証明する書類として使用できません。

●この改正により、本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の方法として認められていた次の方法も、本来の取扱いとしては廃止されることになりました。

「通知カード」+「本人の身元確認書類(運転免許証等)」による方法

●しかし、経過措置が設けられており、通知カードの廃止日(令和2年5月25日)以後も、既に持っている通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り、従来と同様に、通知カードを本人確認に利用することができることとされています。

注意点

○新入社の社員から新たに個人番号の提供を受ける場合に、本人確認の書類として、「通知カード」と「運転免許証」を提示されたような場合、その方法が認められないわけではない。

○ただし、通知カードに係る記載事項に変更がないことが条件なので、結婚などで氏名が変更されていないか、引っ越しをして住所が変更されていないかなどの確認が必要。